

消費生活相談

- 〈事業の内容〉 消費生活センターに消費生活相談員を配置し、架空請求や訪問販売等に関するトラブル、多重債務、製品安全等、消費者トラブルに関する相談処理にあたる。
- 〈相談対象者〉 消費者
- 〈相談担当者〉 消費生活相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 県消費生活センター

センター名	電話番号・FAX	相談受付日時
北信消費生活センター	TEL 026-223-6777 FAX 026-223-6771	平日 8:30～ 17:00
中信消費生活センター	TEL 0263-40-3660 FAX 0263-40-3701	
南信消費生活センター	TEL 0265-24-8058 FAX 0265-21-1703	
東信消費生活センター	TEL 0268-27-8517 FAX 0268-25-0998	

- 〈施設所在地〉 ○ 県消費生活センター

センター名	所在地
北信消費生活センター	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 長野保健福祉事務所庁舎1階 ※令和元年12月に長野県庁西庁舎へ移転予定
中信消費生活センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階
南信消費生活センター	〒395-0034 飯田市追手町2-641-47
東信消費生活センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎6階

- 〈関連URL〉 <https://www.nagano-shohi.net/>
- 〈担当課〉 県民文化部くらし安全・消費生活課
- 〈その他〉 各市町村にも消費生活センター又は相談窓口があります。
「188（局番なし）」でお近くの相談窓口につながります。

交通事故相談所

〈事業の内容〉 交通事故被害者やその家族等の損害賠償、その他交通事故に関連する相談に対する助言、指導及び関係援護機関へのあっ旋

- 1 主な相談内容
 - ・ 損害賠償の請求方法（自賠責保険、任意保険）
 - ・ 示談の進め方
 - ・ 過失割合の決め方、賠償額の計算方法
 - ・ 治療費用と労災保険、健康保険、社会保険の関係
 - ・ 調停、訴訟手続きに関すること
 - ・ 交通事故に関する生活上の問題 など
- 2 関係援護機関への紹介・あっ旋
相談内容により、必要がある場合は、（公財）交通事故紛争処理センター、地方法務局、保健福祉事務所、公共職業安定所、弁護士会等関係機関に紹介・あっ旋を行う。
- 3 相談場所
本所、松本支所、飯田支所の県下3ヶ所のほか、その他7地域において、相談員が出向いて、定期的に巡回相談を行っています。
- 4 その他
示談交渉の「あっ旋」はいたしかねますので御了承ください。

〈相談対象者〉 交通事故被害者及びその家族や雇用主、友人等。
加害者の相談も受け付けている。

〈相談担当者〉 交通事故相談員（専任）が対応。

〈相談の方法〉 来所による面接相談、電話相談
〔巡回相談等で不在になることがありますので、面接相談を希望される場合は、事前に電話で予約をお願いします。〕

〈問い合わせ先〉 1 交通事故相談所（3ヶ所）

相談場所	電話番号	相談時間	場所	所在地
長野本所	026-235-7175	平日 8:30～ 17:15	長野保健福祉事務所庁舎内	74 ページ 参照
松本支所	0263-40-1949		松本合同庁舎内	
飯田支所	0265-53-0429		飯田合同庁舎内	

※長野本所は令和元年12月に長野県庁西庁舎へ移転を予定しています。

2 巡回相談

- ・ 相談時間 10:00～15:00
相談日は下記地域振興局総務管理課又は長野本所にお問い合わせください。
- ・ 相談場所（7地域）

上田地域振興局	0268-25-7171	所在地 74ページ参照
佐久地域振興局	0267-63-3133	
諏訪地域振興局	0266-57-2902	
上伊那地域振興局	0265-76-6803	
木曾地域振興局	0264-25-2213	
北アルプス地域振興局	0261-23-6502	
北信地域振興局	0269-23-0214	

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/kurashi/anzen/taisaku/taisakugakari/sodanjo.html>

〈担当課〉 県民文化部くらし安全・消費生活課

教育相談事業

- 〈事業の内容〉 保護者、児童生徒、教師等からのいじめ・不登校等の教育全般の相談に応じ、児童生徒の健全な育成に資する。
- 〈相談対象者〉 保護者、児童生徒、教師等
- 〈相談担当者〉 指導主事、教育相談員
- 〈相談の方法〉 ○ 5教育事務所と総合教育センターに電話若しくは直接来所して相談する。
- 〈問合わせ先〉 ○ 各教育事務所（所在地75ページ参照）

・東信教育事務所	0267-24-5570
・南信教育事務所	0265-72-4647
飯田事務所	0265-53-0462
・中信教育事務所	0263-47-7830
・北信教育事務所	026-232-7830

受付時間
平日 9:00~17:00

- 総合教育センター
0263-53-8811
(〒399-0711 塩尻市片丘南唐沢6342-4)
受付時間 平日 9:00~17:00

- 〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>
- 〈担当課〉 教育委員会事務局心の支援課

特別支援学校人権相談

- 〈事業の内容〉 特別支援学校での人権にかかわった問題について相談に応じます。
- 〈相談対象者〉 特別支援学校に在籍している幼児・児童・生徒及びその保護者
- 〈相談担当者〉 特別支援学校 教頭、人権教育担当者、教育相談担当者
特別支援教育課 担当
- 〈相談の方法〉 電話相談

〈問い合わせ先〉

学 校 名	電 話 番 号
長 野 盲 学 校	0 2 6 - 2 4 3 - 7 7 8 9
松 本 盲 学 校	0 2 6 3 - 3 2 - 1 8 1 5
長 野 ろ う 学 校	0 2 6 - 2 4 1 - 5 3 2 0 (FAX 026-244-9217)
松 本 ろ う 学 校	0 2 6 3 - 5 8 - 3 0 9 4 (FAX 0263-85-1411)
長 野 養 護 学 校	0 2 6 - 2 9 6 - 8 3 9 3
伊 那 養 護 学 校	0 2 6 5 - 7 2 - 2 8 9 5
松 本 養 護 学 校	0 2 6 3 - 5 9 - 2 2 3 4
諏 訪 養 護 学 校	0 2 6 6 - 6 2 - 5 6 0 0
花 田 養 護 学 校	0 2 6 6 - 2 8 - 3 0 3 3
稲 荷 山 養 護 学 校	0 2 6 - 2 7 2 - 2 0 6 8
若 槻 養 護 学 校	0 2 6 - 2 9 5 - 5 0 6 0
上 田 養 護 学 校	0 2 6 8 - 3 5 - 2 5 8 0
寿 台 養 護 学 校	0 2 6 3 - 8 6 - 0 0 4 6
飯 田 養 護 学 校	0 2 6 5 - 3 3 - 3 7 1 1
安 曇 養 護 学 校	0 2 6 1 - 6 2 - 4 9 2 0
小 諸 養 護 学 校	0 2 6 7 - 2 2 - 6 3 0 0
飯 山 養 護 学 校	0 2 6 9 - 6 7 - 2 5 8 0
木 曾 養 護 学 校	0 2 6 4 - 2 2 - 3 5 5 3
教育委員会事務局 特別支援教育課	0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 5 6 (県庁内線 4378、4379) (FAX 026-235-7459)
須坂市立須坂支援学校	0 2 6 - 2 4 5 - 0 0 8 2

・相談時間 平日 8：30～17：15

〈担 当 課〉 教育委員会事務局特別支援教育課

高等学校等の奨学金等の貸与制度

〈事業の内容〉 1 奨学金等の概要

	奨学金	遠距離通学費	定時制通信制課程 修学奨励金
趣旨	高等学校等※に在学する者で、向学心を有しながら、経済的理由により修学が困難である者の修学の奨励及び通学費等の負担の軽減		勤労青少年の高等学校の定時制及び通信制への修学促進
貸与月額	公立 18,000円 私立 30,000円	通学費等の月額の7/10 〔千円未満切捨て〕 上限 26,000円	14,000円
償還期間	卒業等後1年据置、 貸与期間の3倍の期間		・卒業したときは償還免除 ・退学等後6ヵ月据置、貸与期間の相当期間
利子	無利子		

※ 高等学校等・・・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程

2 奨学金等の併給の可否

区分	奨学金	遠距離通学費	修学奨励金
奨学金		○	×
遠距離通学費	○		○
修学奨励金	×	○	

〈問い合わせ先〉 各高等学校
教育委員会事務局高校教育課
026-235-7428（県庁内線4354）
受付時間 平日 8:30～17:15

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/gakko/shogakukin/index.html>

〈担当課〉 教育委員会事務局 高校教育課

教育関係

私立高等学校授業料等軽減事業

授業料や入学金の軽減に関する制度です。
最新情報は以下の問い合わせ先へ御確認ください。

〈問い合わせ先〉 在籍する私立高等学校
県民文化部私学振興課
026-235-7058（県庁内線2544）

〈担当課〉 県民文化部私学振興課

県内大学進学のための入学金等給付事業

〈事業の内容〉 1 奨学金の概要

趣 旨	県内高等学校等※に在学する者で、向学心を有しながら、経済的理由により大学・短期大学への進学が困難な生徒への支援
支給対象者	保護者等が県内に居住する県内高等学校等卒業見込み者で、県内大学・短期大学に進学する者
支給要件	ア 次のいずれかに該当する者であること ・生活保護受給世帯に属する者 ・市町村民税所得割の非課税世帯（標準世帯（4人）：年収250万円以下）に属する者 ・教育長が適当と認める者（保護者の死亡、疾病又は災害等） イ 申込時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均値3.5以上 ウ 勉学への意欲が高いと認められること
支給額等	(大学等入学時) 入学予定大学の入学金、受験料の実費相当額 (30万円以内) (大学等在学中) 学部等に応じて年額15万円又は25万円以内 ※支給人数、支給額は予算の範囲内

※高等学校等 … 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程

2 奨学金等の併給の可否

他制度との併給は可とする。ただし、長野県による他の奨学金等について一部併給不可。

（併給不可の例）長野県医学生修学資金、長野県看護職員修学資金

〈問い合わせ先〉 各高等学校

県民文化部こども・家庭課

026-235-7095（県庁内線2356）

受付時間 平日8:30～17:15

〈関連URL〉

○医学生修学資金

<https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryu/ishikakuho/shugaku.html>

[/doctor/kenko/iryu/ishikakuho/shugaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryu/ishikakuho/shugaku.html)

○看護職員修学資金

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iryu/kenko/iryu/jujisha/gaiyo.html>

〈担当課〉 県民文化部こども・家庭課

県営住宅への優先入居制度

〈事業の内容〉 特に住宅に困窮している事情のある者が県営住宅に優先的に入居できるよう配慮した、入居者選考制度を設定。

1 優先入居対象者

優先入居対象区分	優先入居対象世帯の概要
生活保護世帯	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
障がい者世帯	入居申込者又は同居の親族のいずれかが次に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表ノ2に掲げる特別項症から第6項症までの障がいの程度にある者又は別表第1号表ノ3に掲げる第1款症の程度にある者 ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、1級から4級に相当する障がいのある者 ・療育手帳の交付を受けている者で、県健康福祉部の定める障がいの程度の区分表による判定が重度又は中程度である者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級から2級に相当する障がいのある者
母子及び父子世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養している者
高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で、同居する親族のすべてが次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の者 ・60歳以上の者 ・上記「障がい者世帯」に該当する者
引揚者世帯	終戦前から引続き日本国籍を有し、かつ日本以外の地域に居住していた者等
中国残留邦人等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条に規定する者
多子世帯	同居者に、18歳未満の子が3人以上いる者
子育て世帯	同居者に、中学校卒業までの子等のいる世帯
配偶者又は配偶者以外の者からの暴力被害者世帯	女性相談センター所長又は福祉事務所長の入居依頼があった者
犯罪被害者等世帯	犯罪の被害により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる者
その他世帯	著しく住宅に困窮し、優先的に入居を認めることが適当なる者

2 選考方法

(1) 抽選による選考

優先入居対象者は2回抽選（一般の申込者は1回）

(2) 評価による選考

住宅困窮度を点数により評価し、入居の可否を決定

評価が基準を満たしている場合には、点数が上位の者から入居可

※ 「子育て世帯」「犯罪被害者等世帯」については評価による選考はなし

3 優先入居の事実を証明する書類

申し込みには、障害者手帳など、その事実を証明する書類等が必要

〈問い合わせ先〉 ○ 県営住宅を管轄する建設事務所建築担当課（所在地75ページ参照）

佐久	0267-63-3159
上田	0268-25-7143
諏訪	0266-57-2923
伊那	0265-76-6831
飯田	0265-53-0433
木曾	0264-25-2229
松本	0263-40-1934
大町	0261-23-6524
長野	026-234-9529
北信	0269-23-0220

・受付時間 平日8:30～17:15

〈関連URL〉 <https://www.pref.nagano.lg.jp/jutaku/kurashi/sumai/kene/joho/index.html>

〈担当課〉 建設部 建築住宅課 公営住宅室

【法テラス長野地方事務所】 情報提供

- 〈事業の内容〉 法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します。
- 〈相談対象者〉 制限はありません。
- 〈相談担当者〉 情報提供担当職員（消費者問題有資格者・行政経験者）が相談にあたります。
- 〈相談の方法〉 電話・面談等（面談は予約優先制）
- 〈問い合わせ先〉 ○ サポートダイヤル
- ・ 電 話 0570-078374
 - ・ 平 日 9:00～21:00
 - ・ 土曜日 9:00～17:00
 - ・ ホームページ（24時間いつでも情報の検索や問い合わせが可能）
URL <https://www.houterasu.or.jp/>
 - ・ 面談の場合は法テラス長野地方事務所にて対応。
（平日 9:00～16:00）
- 〈施設所在地〉 日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所
〒380-0835
長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座4階

【法テラス長野地方事務所】 民事法律扶助

〈事業の内容〉 経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います（代理援助・書類作成援助）。

〈相談対象者〉 「資力（月収及び預貯金）が一定額以下」の方が対象となります。個人の方が対象となります。

月収（手取り・賞与含む）の目安

- 単 身 者 182,000円以下
- 2 人 家 族 251,000円以下
- 3 人 家 族 272,000円以下
- 4 人 家 族 299,000円以下

* 家賃・住宅ローン・医療費などの出費がある場合は一定額が考慮されます。

〈相談担当者〉 弁護士・司法書士

〈相談の方法〉 法律相談は事前予約制（1回30分。同一問題につき3回が限度）
・法テラス長野地方事務所での相談の他、法テラスと契約をしている弁護士・司法書士の事務所でも相談が可能

〈問い合わせ先〉 法テラス長野地方事務所
・電 話 0503383-5415
・業 務 時 間 平日 9:00～17:00

〈施設所在地〉 日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所
〒380-0835
長野市新田町1485-1 もんぜんぷら座4階